

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

日本ボーイスカウト福島連盟（以下「福島連盟」という）は、個人情報保護方針を定め、加盟員等の個人情報を適切に管理・運営します。

第1条 法令等の遵守

福島連盟は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針、ガイドライン、およびその他の規範を遵守いたします。

第2条 個人情報

福島連盟で取扱う個人情報は、登録番号・スカウト活動履歴・住所・氏名・生年月日・性別・職業・電話番号・電子メールアドレス等、その組み合わせにより個人を特定できる情報とします。

第3条 個人情報の管理

福島連盟は、個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、個人情報への不正アクセス・紛失・破損・改ざん・漏洩などを防止するため、セキュリティシステムの維持・管理体制の整備等の必要な措置を講じ、安全対策を実施し個人情報の厳重な管理を行います。

第4条 個人情報の収集・利用目的

福島連盟は、入団等登録名簿、各種委員会・役員の名簿・各種行事・研修等への参加者名簿及び参加者データの作成、スカウト用品の注文、お問い合わせ等で個人情報を収集します。

また、利用目的終了後は適切に廃棄または返却を行います。

第5条 個人情報の開示

福島連盟は、お問い合わせの方から個人情報の開示を求められた場合、又は、法令に基づき開示することが必要である場合、求められた本人の同意・確認を行った後、お問い合わせの方に対して保有する個人情報の内容を開示します。

第6条 個人情報の第三者へ提供の禁止

福島連盟は、以下に該当する場合を除き、保有する個人情報の第三者提供を行いません。

- (1) 当該個人情報の対象者本人の同意がある場合。
- (2) 法令等に基づく開示要請を受けた場合。
- (3) 公共の生命・健康・財産等の重大な利益を保護するために、必要と判断した場合。
- (4) 他の青少年団体、および提携事業がある団体において、必要な範囲内で、覚書を締結した上で個人情報の提供をすることがある場合。

第7条 本人の同意

福島連盟は、加盟員の個人情報の収集・利用について本人の同意を得るため利用目的を通知または公表し、本人より口頭又は記入した書面提出により承諾の意思表示をうけることとします。

(1) 本人の口頭又は各種申込書・申請書に記入、提出をもって承諾とします。

(2) 利用目的の通知については以下の方法で行います

① 福島連盟ホームページ上へ、ポリシーを公開し利用目的を通知します。

② 各種の申込書類等については申込書に利用目的を明記し通知します。

第8条 安全対策

福島連盟は、適切な管理体制、管理ルールをもって、個人情報の滅失、毀損、漏洩、不正アクセス等への適切な予防ならびに是正措置を実施していきます

第9条 苦情処理・相談窓口

福島連盟は、個人情報の取り扱いに関し、苦情及びご相談の窓口を設置し、適切に対応いたします。

(1) 本人から、事実と異なるとの理由によって訂正等を求められた場合には訂正等を行い、その内容を本人に対し遅滞なく通知します。

(2) 本人から、保有個人情報が利用目的に違反して取り扱われている、又は不正に取得されたものであるという理由によって、個人情報の利用停止、又は消去を求められた場合、当該個人情報の利用停止及び削除を行います。

第10条 継続的改善

このプライバシーポリシーは継続的に改善を行い、指針は適宜見直します。

第11条 本方針の改定

このプライバシーポリシーの改訂は、法令の変更、継続的改善のために理事会の決議を経て行います。

改訂の情報は、福島連盟のホームページで告知し、改訂日を明記します。

第12条 施行日

平成31年4月21日

《 参 考 資 料 》

Q 「個人情報」とは何ですか？

A 法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

キーワードは次の3点です

- 1 「生存する個人に関する情報」
- 2 「特定の個人を識別することができるもの」
- 3 「他の情報と容易に照合することができるもの」

Q どのような情報が「個人情報」に当たるのですか？

A 「特定の個人の情報」であることを認識できる情報です。

個人情報保護法に定める「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」とされています。

具体的には、氏名、生年月日、住所、電話番号、家族構成、生活記録、写真、映像などが個人情報となります。

なお、生年月日や性別はそれだけでは特定の個人が識別されませんが、氏名などと組み合わせる場合には特定の個人を識別することができるため、全体として個人情報となります。

Q イベント時の写真を掲示するときに全員の同意は必要ですか？

A 事前の案内時に告知しておき、掲載後の削除には応じるようにしましょう。

お祭りなどの各種イベント時に写真を撮り、後日集会所、会報、ホームページなどで掲載する場合があります。

写真に写っている個人の顔も「個人情報」に該当しますので、取扱いには一定の注意が必要です。

撮影や掲載がイベント計画時に分かっているのであれば、イベントを告知する際や会場で次のような注意書きを付けて周知しておくといいでしょう。

当日（本日）は〇〇や〇〇での掲載のため、写真撮影を行います。掲載を希望されない方は事前・事後に関わらずご連絡ください。（ただし会報の場合は掲載後の削除の申出には応じることができませんので、事前にご連絡をお願いいたします。）

なお、個人的に撮影し、個人で利用する場合には、周りの人が写ってしまったとしても、公序良俗に反しない限り問題ありません。